

3月
4月
5月

都道府県

市町村に事務連絡を周知

市町村から提出された
地域障害児支援体制中核拠点登録一覧を集約

加算の適合審査

市町村

周知

管内の児童発達支援センターに
事務連絡を周知
※管内に設置がない場合には対応不要

※登録確認は、要件に適合する児童発達支援センター
のみ対象

地域障害児支援体制中核拠点登録確認

登録

「地域障害児支援体制中核拠点登録通知書(別紙5)」
「地域障害児支援体制中核拠点登録一覧(別紙2)」の交付

※指定都市・中核市・児童相談所設置市
加算の適合審査

児童発達支援センター

周知

要件の適合状況について確認
※全ての児童発達支援センターが実施

「地域障害児支援体制中核拠点登録申請書(別紙4)」
「適合要件チェックリスト(別紙3)」を提出
※要件に適合しない場合であっても、適合要件チェック
リストについては市町村へ提出すること

・一覧
・通知書

加算届の添付書類として、「地域障害児支援体制中核
拠点登録通知書(複写)」を指定権者に提出

加算算定

周知

周知

提出

・一覧

・一覧
・通知書

提出

提出